

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第十六条の規定に基づく日本国政府とペルー共和国政府との間の実施取極

目次

前文

第一章 税関手続及び貿易円滑化

第一条 相互支援

第二条 情報通信技術及び危険度に応じた管理手法

第三条 認定事業者

第四条 不正取引の取締り

第五条 知的財産権

第六条 情報の交換

第七条 例外

第二章 競争

第八条 目的

第九条 定義

第十条 通報

第十一条 執行活動における協力

第十二条 執行活動の調整

第十三条 一方の締約国における反競争的行為であつて他方の締約国政府の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力

第十四条 執行活動に関する紛争の回避

第十五条 技術協力

第十六条 透明性

第十七条 協議

第十八条 情報の秘密性

第十九条 刑事手続のための情報の使用

第二十条 連絡

第二十一条 雑則

第三章 協力

第二十二条 貿易及び投資の促進

第二十三条 製造業

第二十四条 漁業

第二十五条 科学技術及び環境

第二十六条 情報通信技術

第二十七条 観光

第二十八条 農業

第二十九条 運輸

第四章 最終規定

第三十条 実施

第三十一条 目次及び見出し

第三十二条 改正

第三十三条 効力発生

第三十四条 紛争解決

前文

日本国政府及びペルー共和国政府（以下日本国政府及びペルー共和国政府を併せて「両締約国政府」とい、それぞれを「締約国政府」という。）は、
経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下「基本協定」という。）第十六条の規定に従って、

次のとおり協定した。

第一章 税関手続及び貿易円滑化

第一条 相互支援

1 両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保するため、並びに関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止するため、両締約国政府の税関当局を通じて相互に支援する。

2 両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、両締約国政府の税関当局を通じて、研究、開発及び試験（税関研究所におけるものを含む。）であつて、新たな税関手続並びに取締りのための新たな装置及び技術に関するもの、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力する。

3 要請があつた場合には、要請を受けた締約国政府（以下この章において「被要請締約国政府」という。）は、要請を行つた締約国政府（以下この章において「要請締約国政府」という。）に対して次の情報を提供する。

(a) 要請締約国政府が属する国の関税領域に輸入された物品が、被要請締約国政府が属する国の関税領域から適法に輸出されたかどうか。

(b) 要請締約国政府が属する国の関税領域から輸出された物品が、被要請締約国政府が属する国の関税領域に適法に輸入されたかどうか。

4 3の規定に従つて提供される情報には、要請があつた場合には、物品の通関の際に用いられた税関手続への言及を含める。

5 締約国政府は、要請があつた場合には、物品の輸送及び船積みに関する情報であつて、自国の税関当局に申告された当該物品の価額、品名、処分及び仕向地を示すものを提供する。

6 要請及び要請に対する回答は、英語により行う。要請に対する回答は、書面又は電子的な手段による要請の受領から九十日以内に行う。

第二条 情報通信技術及び危険度に応じた管理手法

1 両締約国政府の税関当局は、税関管理の適用に当たり使用される危険度に応じた管理手法のため、情報通信技術の利用を促進する。

2 両締約国政府の税関当局は、税関手続を改善するため、情報通信技術の利用及び危険度に応じた管理手法に関する技術その他取締りのための技術に関する情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第三条 認定事業者

各締約国政府は、関税協力理事会によって採択された国際的な貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組みに従った認定事業者制度を実施するための適切な措置をとるよう努める。

第四条 不正取引の取締り

1 両締約国政府の税関当局は、それぞれの権限の範囲内で、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

2 両締約国政府は、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の防止のため、関税協力理事会の下での協力を促進するよう努める。

第五条 知的財産権

両締約国政府の税関当局は、それぞれの権限の範囲内で、基本協定第百八十二条の規定に基づく国境措置の適用に当たり、協力し、及び情報を交換する。

第六条 情報の交換

- 1 一方の締約国政府は、他方の締約国政府がこの章の規定に従い秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。ただし、他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。
- 2 この章の規定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供される情報については、他方の締約国の関税法令に基づく他方の締約国政府の税関当局による職務の遂行のためのみ使用する。
- 3 一方の締約国政府は、秘密性の保持又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。
- 4 情報を要請する一方の締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請に応ずるか否かに

については、他方の締約国政府の裁量に委ねられる。

5 この章の規定に従って提供される情報については、提供を受ける締約国政府は、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

6 この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報を刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は一方の締約国の法律に従って設けられたその他の経路を通じて一方の締約国政府に提出する。一方の締約国政府は、他方の締約国政府が示す合理的な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

7 いずれの一方の締約国政府も、情報が他方の締約国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与える可能性がある深刻な関税法令違反に関連すると考える場合には、自己の発意により、他方の締約国政府に当該情報を提供する。

注釈 この7の規定の適用上、「関税法令違反」とは、関税法令の違反及びその未遂をいう。

第七条 例外

1 両締約国政府は、次の場合には、この章の規定に従って情報を提供することを拒否することができる。

- (a) 自国の主権、公共政策、安全その他の重大な利益を害するおそれがある場合
- (b) 産業上、商業上又は職業上の秘密を侵害する場合
- (c) 被要請締約国政府が属する国の法令により禁止されている場合

2 一方の締約国政府が他方の締約国政府により行われた情報の要請に応ずることができない場合には、一方の締約国政府は、その事実及び理由についてできる限り速やかに他方の締約国政府に通報する。

第二章 競争

第八条 目的

この章は、基本協定第九十条に規定する協力の実施に関する詳細及び手続を定めることを目的とする。

第九条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「競争当局」とは、
 - (i) 日本国については、公正取引委員会又はその後継機関をいう。

- (ii) ペルー共和国（以下「ペルー」という。）については、国家競争・知的財産保護庁及び電気通信民間投資監督組織又はそれらの後継機関をいう。
- (b) 「競争法」とは、
 - (i) 日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（以下この章において「独占禁止法」という。）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。
 - (ii) ペルーについては、反競争的行為防止法（二千八年六月二十五日の政令第一〇三四号）及び電気分野における独占禁止及び寡占禁止法（千九百九十七年十一月十九日の法律第二六八七六号）並びにそれらの実施について定める規則並びにそれらの改正をいう。
- (c) 「執行活動」とは、締約国政府が自国の競争法の適用に関連して行う審査若しくは捜査又は手続をい、次のものを含まない。
 - (i) 事業活動の監視又は通常の届出、報告若しくは申請の審査
 - (ii) 経済概況又は特定の産業分野における概況の調査を目的とする調査研究活動

第十条 通報

1 一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局に対し、他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があるとして認める自己の政府の執行活動について通報する。

2 一方の締約国政府の執行活動であつて、他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があるものには、次の執行活動を含む。

- (a) 他方の締約国政府の執行活動に関連する執行活動
- (b) 他方の締約国の国民又は他方の締約国の関係法令に基づいて設立され、若しくは組織された会社に対して行う執行活動
- (c) 企業結合（次の(i)又は(ii)に規定するものが、他方の締約国の関係法令に基づいて設立され、又は組織された会社である場合に限る。）に関する執行活動
 - (i) 当事者の一又は二以上
 - (ii) 当事者の一又は二以上を支配する会社
- (d) 企業結合以外の反競争的行為であつて、実質的に他方の締約国において行われるものに関する執行活動

動

(e) 一方の締約国政府の競争当局により、他方の締約国政府が要求し、奨励し、又は承認したと認められる行為に係る執行活動

(f) 排除に係る措置であつて、他方の締約国における行為を要求し、又は禁止するものを含む執行活動

3 1の規定に基づく通報は、一方の締約国政府の執行活動が他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があることを一方の締約国政府の競争当局が了知した場合には、一方の締約国の法令に反しないこと及び一方の締約国政府が実施している審査若しくは捜査又は手続に影響を及ぼさないことを条件として、できる限り速やかに行う。

4 この条の規定に基づく通報は、通報を受けた競争当局が自己の政府の重要な利益への影響について当初の評価を行うことができるよう、十分詳細な内容を伴うものでなければならない。

第十一条 執行活動における協力

1 一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令及び自国政府の重要な利益に適合する限りにおいて、かつ、自己の合理的に利用可能な資源の範囲内で、他方の締約国政府の競争当局に対しその執行活動につい

て支援を提供する。

2 1の規定に従い、一方の締約国政府の競争当局は、次のことを行う。

(a) 他方の締約国における競争に対しても悪影響を及ぼす可能性があると認める反競争的行為に関係する自己の執行活動について、他方の締約国政府の競争当局に通報すること。

(b) 他方の締約国政府の競争当局に対し、反競争的行為に関する重要な情報（自己が保有し、かつ、自己の注意の対象となっているものに限る。）であって、他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連し、又は当該執行活動を正当化する可能性があるものと認めるものを提供すること。

(c) 要請があつた場合には、この章の規定に従い、他方の締約国政府の競争当局に対し、自己が保有する情報であつて、他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連するものを提供すること。

第十二条 執行活動の調整

1 両締約国政府の競争当局（以下この章において「両競争当局」という。）が相互に関連する事案に関して執行活動を行う場合には、次のとおりとする。

(a) 両競争当局は、それぞれの執行活動の調整について検討する。

(b) 一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局の要請があつた場合において、自国の重要な利益に適合するときは、自己の執行活動に関連して秘密の情報を提供した者に対し、当該情報を他方の締約国政府の競争当局と共有することに同意するか否かを照会することを検討する。

2 両競争当局は、特定の執行活動の調整を行うべきか否かを検討するに当たり、特に次の要素を考慮する。

(a) 当該執行活動の目的を達成する上で両競争当局が有する能力に対して当該調整が及ぼす効果

(b) 当該執行活動に必要な情報を入手する上で両競争当局が有する相対的な能力

(c) いずれかの締約国政府の競争当局が、関係の反競争的行為に対して効果的な排除に係る措置を確保することができる程度

(d) 両締約国政府及び当該執行活動の対象者にとっての費用の削減可能性

(e) 排除に係る措置の調整が両締約国政府及び当該執行活動の対象者にもたらす潜在的な利益

3 一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局に適切な通報を行うことを条件として、執行活動の調整をいつでも限定し、又は終了し、及び自己の執行活動を独自に行うことができる。

第十三条 一方の締約国における反競争的行為であつて他方の締約国政府の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力

1 一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国において行われた反競争的行為が自国政府の重要な利益に悪影響を及ぼすと信ずる場合には、当該反競争的行為に関する自己の執行活動から生ずる紛争を回避することの重要性及び他方の締約国政府の競争当局が当該反競争的行為に関してより効果的な執行活動を行うことができる可能性があることに留意して、他方の締約国政府の競争当局に対し、適切な執行活動を開始するよう要請することができる。

2 1の規定に基づく要請には、反競争的行為の性質及び当該要請を行う競争当局が属する締約国政府の重要な利益に当該反競争的行為が及ぼす影響について、できる限り具体的な説明を付するものとし、また、当該要請を行う競争当局が提供することができる追加的な情報その他協力についての申出を含める。

3 1の規定に基づく要請を受けた競争当局は、当該要請において特定される反競争的行為に関し、執行活動を開始するか否か、又は現に行われている執行活動を拡大するか否かを慎重に検討する。当該要請を受けた競争当局は、当該要請を行った競争当局に対し、実行可能な限り速やかに自己の決定を通報する。執

行活動を開始する場合には、当該要請を受けた競争当局は、当該要請を行った競争当局に対し、当該執行活動の最終的な結果を通報し、かつ、暫定的な進展のうち重要なものを可能な範囲で通報する。

第十四条 執行活動に関する紛争の回避

1 一方の締約国政府は、執行活動のあらゆる局面（執行活動の開始及び範囲に関する決定並びに各事案における罰則又は排除に係る措置の性質に関する決定を含む。）において、他方の締約国政府の重要な利益に慎重な考慮を払う。

2 いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府による特定の執行活動が自国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があることを他方の締約国政府に通報した場合には、他方の締約国政府は、当該執行活動の重要な進展について適時に通報するよう努める。

第十五条 技術協力

1 両締約国政府は、両競争当局が競争政策の強化及び競争法の実施に関連する技術協力活動において協力することが共通の利益であることに合意する。

2 1に規定する技術協力活動の形態は、次のとおりとする。

- (a) 研修のため両競争当局の職員を交流させること。
- (b) 競争政策の強化及び競争法の実施に関する研修課程であつて、一方又は双方の競争当局が組織し、又は後援するものにおいて、両競争当局の職員が講師又はコンサルタントとして参加すること。
- (c) 両競争当局が合意するその他の形態に關すること。

第十六条 透明性

一方の締約国政府の競争当局は、次のことを行う。

- (a) 自国の競争法の改正及び反競争的行為を規制する自国の新たな法令の制定について他方の締約国政府の競争当局に速やかに通報すること。
- (b) 適当な場合には、自国の競争法に關連して發出し、及び公表した指針又は政策声明の写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。
- (c) 適当な場合には、一方の締約国政府の競争当局の年次報告その他の公表資料であつて、公衆が一般に利用可能であるものの写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。

第十七条 協議

両競争当局は、いずれかの競争当局の要請があった場合には、この章の規定に関連して生ずることがあるいかなる事項についても、相互に協議する。

第十八条 情報の秘密性

1 (a) この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、一方の締約国政府が別段の承認を与えた場合を除くほか、他方の締約国政府は、自国の競争法の効果的な執行のためにのみ使用するものとし、かつ、第三者に伝達してはならない。

(b) この章の規定に従って一方の締約国政府の競争当局から他方の締約国政府の競争当局に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、一方の締約国政府の競争当局が別段の承認を与えた場合を除くほか、他方の締約国政府の競争当局は、自国の競争法の効果的な執行のためにのみ使用するものとし、かつ、第三者又は他の当局に伝達してはならない。

2 1 (b)の規定にかかわらず、この章の規定に従って情報（公に利用可能な情報を除く。）を受領する一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局が別段の通報を行う場合を除くほか、当該情報

を競争法の執行のために一方の締約国政府の関連する法執行当局に伝達することができる。当該法執行当局は、次条に規定する条件に従って当該情報を使用することができる。

3 一方の締約国政府は、自国の法令に従い、他方の締約国政府がこの章の規定に従って秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。

4 一方の締約国政府は、秘密性又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

5 この章の他の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、自国の法令によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、他方の締約国政府に情報を提供することを要しない。特に、

(a) 日本国政府は、独占禁止法第三十九条の規定の適用を受ける「事業者の秘密」（第十二条1(b)の規定に従って行われる照会の結果として関係事業者の同意を得て提供されるものを除く。）をペルー政府に提供することを要しない。

(b) ペルー政府は、反競争的行為防止法第三十二条の規定の適用を受ける「営業上の秘密」、「産業上の

秘密」又は「私的な情報」（第十二条1(b)の規定に従って行われる照会の結果として関係事業者の同意を得て提供されるものを除く。）を日本国政府に提供することを要しない。

6 この条の規定は、情報を受領した締約国政府が、自国の法令に従って義務付けられている限度において、当該情報の使用又は開示を行うことを妨げない。当該情報を受領した締約国政府は、可能な限り、情報を提供した締約国政府に対し当該使用又は開示について事前に通報する。

第十九条 刑事手続のための情報の使用

1 この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

2 この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）を他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において提示することが必要とされる場合には、他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は一方の締約国の法令に従って設けられたその他の経路を通じて一方の締約国政府に提出する。

第二十条 連絡

この章に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定に基づく連絡については、両競争当局間で直接行うことができる。ただし、第十条の規定に基づく通報及び第十三条1の規定に基づく要請については、外交上の経路を通じ、書面により確認する。その確認については、関係する連絡が両競争当局間において行われた後、実行可能な限り速やかに行う。

第二十一条 雑則

- 1 この章の規定を実施するための詳細な取決めは、両競争当局間で行うことができる。
- 2 この章のいかなる規定も、他の二国間又は多数国間の協定又は取決めに従って両締約国政府が相互に支援を求め、又は提供することを妨げるものではない。
- 3 この章のいかなる規定も、管轄権に関連するあらゆる問題に関するいずれの締約国政府の政策又は法的立場をも害するものと解してはならない。
- 4 この章のいかなる規定も、他の国際協定若しくは国際的な取決め又は自国の法律に基づくいずれの締約国政府の権利及び義務にも影響を及ぼすものと解してはならない。

第三章 協力

第二十二條 貿易及び投資の促進

基本協定第二百一條の規定に従い、この条の規定に基づく協力には、次のことを含めることができる。

- (a) 貿易及び投資に関する意見及び情報を交換すること。
- (b) 両締約国における貿易及び投資に関する知識の普及及び改善のため、専門家、研修生及び研究者の交流を奨励すること。
- (c) 両締約国間の貿易及び投資並びに関連する事業活動の更なる促進のため、投資環境に関する情報及び事業に関連する法令に関する情報を交換すること。
- (d) 関連機関の知見及び支援を得て、貿易使節団、貿易見本市、セミナー及び展示会への参加並びにこれらの共同開催を奨励すること。
- (e) 両締約国政府が合意するその他の形態に関すること。

第二十三條 製造業

基本協定第二百一條の規定に従い、

- (a) この条の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

- (i) 生産セクター、特に中小企業に関連する人材の養成
- (ii) 基本協定第九十八条に規定する協力及び技術援助の奨励
- (iii) 中小企業の経営、競争力及び技術的能力の強化
- (iv) 環境上適正な技術による環境保護の促進
- (v) 両締約国政府が合意するその他の範囲
- (b) この条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
 - (i) 生産セクター、特に中小企業のための政策に関する情報並びに生産セクター、特に中小企業の発展及び促進についての最良の慣行に関する情報を交換すること。
 - (ii) 生産セクター、特に中小企業のための能力を開発すること。
 - (iii) セミナー及び研究集会を促進すること。
 - (iv) 研修の機会を増大させること。
 - (v) 専門家の交流を奨励すること。
 - (vi) 両締約国政府が合意するその他の形態に関すること。

注釈 この条の規定の適用上、「中小企業」には、零細企業を含む。

第二十四条 漁業

基本協定第二百一条の規定に従い、

- (a) この条の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 食料安全保障に関する計画を支援することを目的とした人間による直接消費のための漁業及び養殖業の発展

- (ii) 責任ある漁業に関する取組の下での漁業資源の効率的かつ持続可能な利用

- (iii) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) この条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。

- (i) 生産基盤及び公的機関であって、漁業及び養殖業の発展に関連するものを強化すること。

- (ii) 人間による直接消費のための新たな製品の開発並びに魚種の採捕及び加工を促進するための共同調査及び情報交換を奨励すること。

- (iii) 新たな投資及び事業を奨励するため、経済的な団体（例えば、業界団体、企業）の間の交流を奨励

すること。

(iv) 違法な漁業並びに管理されておらず、及び規制されていない漁業を阻止するため、共同の活動及び情報の交換を促進すること。

(v) 両締約国政府が合意するその他の形態に関すること。

第二十五条 科学技術及び環境

基本協定第二百一条の規定に従い、

(a) この条の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i) 先端科学技術

(ii) 高度な知識及び技能を有する人材の養成

(iii) 低負荷型のエネルギーの研究及び利用の促進並びにエネルギー効率及び省エネルギーの促進

(iv) 天然資源の管理並びに環境の保全及び保護

(v) 自然災害の危険の減少

(vi) 両締約国政府が合意するその他の範囲

- (b) この条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
 - (i) 相互に関心を有する分野における共同研究開発を奨励すること。
 - (ii) 科学者、技術者その他の専門家の交流を奨励すること。
 - (iii) 両締約国の科学者の意識及び知識を向上させることを目的として合同セミナー、対話、研究集会及び研修の開催を促進すること。
 - (iv) 科学技術に係る政策及び法令に関する情報を交換すること。
 - (v) 先端科学技術に係る団体の間の協力を奨励すること。
 - (vi) 両締約国政府が合意するその他の形態に関すること。

第二十六条 情報通信技術

基本協定第二百一条の規定に従い、

- (a) この条の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
 - (i) インターネット・プロトコルに基づく次世代のネットワーク、ブロードバンドネットワーク及びユビキタスネットワーク

- (ii) ブロードバンドネットワーク上でのデジタルコンテンツの流通
- (iii) 研究開発
- (iv) 情報通信技術の発展のための能力の開発の促進
- (v) 電子政府
- (vi) 電子商取引の促進及び発展
- (vii) 社会的に脆弱^{ぜい}な立場にある者の発展のための情報通信技術に関する計画の促進
- (viii) 両締約国政府が合意するその他の範囲
- (b) この条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
 - (i) 政策及び規制に関する問題（情報通信技術に関する最良の慣行を含む。）について、対話を行い、及び情報を交換すること。
 - (ii) 科学者、技術者その他の専門家の交流を奨励すること。
 - (iii) 両締約国の専門家の意識及び知識を向上させることを目的として能力開発のための計画（セミナー、研究集会及びパイロット・プログラムを含む。）を促進すること。

- (iv) 両締約国政府が合意するその他の形態に関する事。

第二十七条 観光

基本協定第二百一条の規定に従い、

- (a) この条の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 観光の促進
 - (ii) 観光の持続可能な発展
 - (iii) 観光に関連する人材の養成
 - (iv) 両締約国政府が合意するその他の範囲
- (b) この条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
 - (i) 情報を交換し、及び経験を共有すること。
 - (ii) 専門家の交流を奨励すること。
 - (iii) 観光の促進及び開発に関する計画のため適当な支援を提供すること。
 - (iv) 観光産業に従事する者の研修を促進すること。

- (v) 両締約国の民間団体の間の協力を奨励し、及び円滑にすること。
- (vi) 両締約国政府が合意するその他の形態に關すること。

第二十八条 農業

基本協定第二百一条の規定に従い、

- (a) この条の規定に基づく協力の範圍には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 農業生産活動に關連する人材の養成
 - (ii) 小規模農業及び農村地域の持続可能な開發
 - (iii) 農業に關連する技術の開發及び促進
 - (iv) 農業の分野における生産性及び品質の改善
 - (v) 両締約国政府が合意するその他の範圍
- (b) この条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
 - (i) 農業及び農村の開發のための政策及び法令に關する意見及び情報を交換すること。
 - (ii) 農業及び農業關連事業の開發に關する知識の普及及び改善のために、技術者及び専門家の交流を奨

励すること。

(iii) 合同セミナー、対話及び研究集会の開催を促進すること。

(iv) 両締約国政府が合意するその他の形態に関すること。

第二十九条 運輸

基本協定第二百一条の規定に従い、この条の規定に基づく協力の具体的な範囲及び形態は、両締約国政府の相互の合意の上決定する。

第四章 最終規定

第三十条 実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び両締約国それぞれにおいて効力を有する法令に従って、かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第三十一条 目次及び見出し

この取極の目次並びにこの取極中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十二条 改正

国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続を害することなく、この取極は、両締約国政府の合意により改正することができる。

第三十三条 効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の日に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。

第三十四条 紛争解決

基本協定第十五章の規定は、必要な変更を加えた上で、この取極の第一章及びこの章の規定の解釈又は適用から生ずる両締約国政府間の紛争の解決について適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千十一年五月三十一日に東京で、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

松本剛明

ペルー共和国政府のために

フエレイロス